

# 第4次ボランティア市民活動推進計画

## 新旧対照表

令和5年12月6日 協議会資料

◇P5 1-6 本計画の位置づけ

◇P5 1-6 本計画の位置づけ

### 1-6. 本計画の位置づけ

市政運営の指針となる四国中央市総合計画（前期基本計画「2023～2027」）では、「支え合い 未来へつなぐ 魅力都市」を将来像に掲げ、協働によるまちづくりの推進施策に取り組むこととしています。

また当市の条例や計画は、「市民が主役の市民自治の確立」を基本理念とする自治基本条例に則り制定されており、ボランティア市民活動の推進を図るべく、推進条例も制定されています。

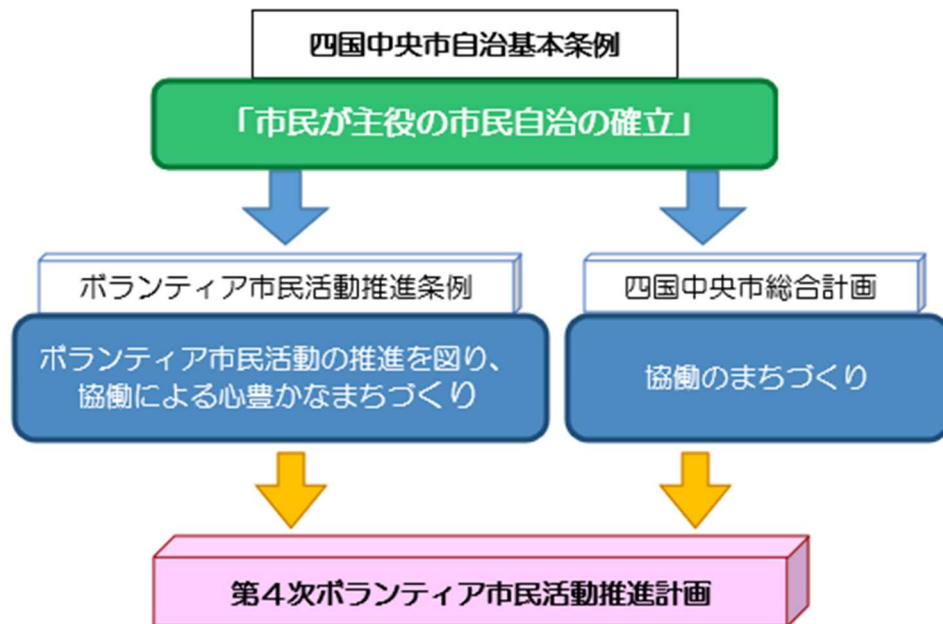
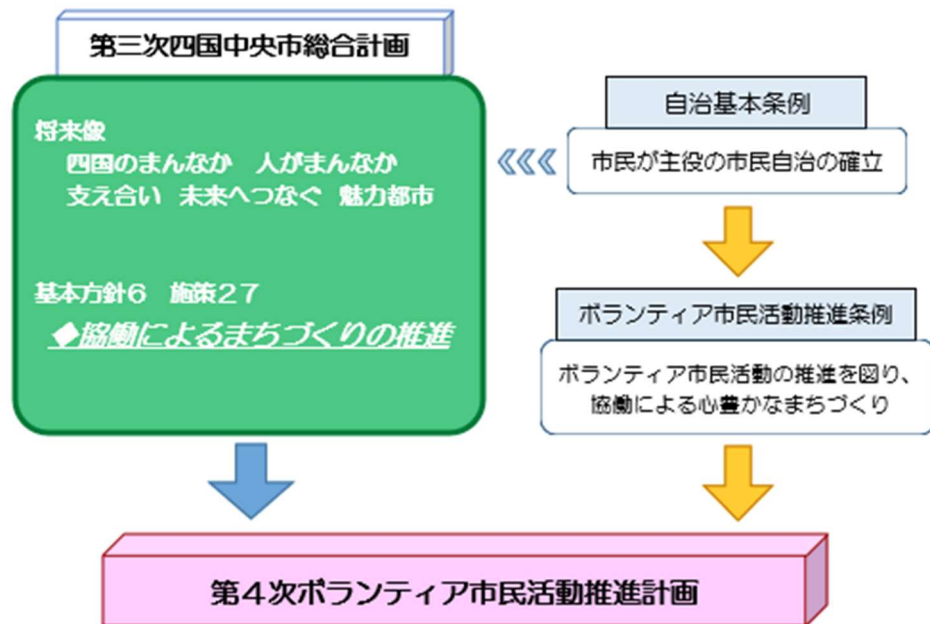
本計画は、総合計画や推進条例で示されている方向性を踏まえたボランティア分野の計画として位置づけられるものであります。

### 1-6. 本計画の位置づけ

当市の条例や計画は、「市民が主役の市民自治の確立」を基本理念とする自治基本条例に則り制定されています。

市政運営の指針となる四国中央市総合計画（前期基本計画「2023～2027」）では、「支え合い 未来へつなぐ 魅力都市」を将来像に掲げ、協働によるまちづくりの推進施策も示されており、また推進条例において、ボランティア市民活動の推進が示されています。

本計画は、総合計画や推進条例で示されている方向性を踏まえたボランティア分野の計画として位置づけられるものであります。



修正後（新）	修正前（旧）
<p>◇P27 4-4.方策④ 企業ボランティアの推進</p> <p>16 企業への情報提供の充実</p> <p>機関紙やホームページなどにより、<u>企業ボランティアの活動事例や社員教育に繋がる有給ボランティア休暇制度、社内のボランティア案内事例など、ボランティア活動を行いやすい環境づくりに繋がるよう</u>情報提供を行います。</p> <p>17 マッチング支援及び活動の場の創出</p> <p>企業が持つ様々な人材、資金、物品などの資源や社員の多様な技術を活用できるよう、より効果的なボランティアニーズとのマッチングの仕組みの研究を行います。<u>また企業のボランティアの実態の把握に努め、それぞれの企業にあったボランティア活動が実施できるよう、活動の場の整備・創出に取り組みます。</u></p>	<p>◇P27 4-4.方策④ 企業ボランティアの推進</p> <p>16 企業への情報提供の充実</p> <p>機関紙やホームページなどにより、<u>有給ボランティア休暇などの社員教育に繋がる制度やボランティア活動の事例の紹介など、企業のボランティア活動の推進に繋がる</u>情報提供を行います。</p> <p>17 マッチング支援及び活動の場の創出</p> <p>企業が持つ様々な人材、資金、物品などの資源や社員の多様な技術を活用できるよう、より効果的なボランティアニーズとのマッチングの仕組みの研究を行い、<u>企業だからできるボランティア活動の場を創出します。</u></p>
<p>◇P29 5-2.災害に備える取組について</p> <p>&lt;ネットワーク体制の構築&gt;</p> <p>被災時の対応については市と社会福祉協議会だけでなく、<u>災害時に協力いただける企業や災害分野を専門とする市民活動団体などとの連携も含め、被災時に迅速な対応ができるよう</u>ネットワーク体制の構築を図ります。</p>	<p>◇P29 5-2.災害に備える取組について</p> <p>&lt;ネットワーク体制の構築&gt;</p> <p>被災時の対応については市と社会福祉協議会<u>の連携</u>だけでなく、災害分野を専門とする市民活動団体<u>や災害ボランティアによるマンパワーのほか、財政支援、物的支援を含めた関係団体との情報共有、</u>ネットワーク体制の構築を図ります。</p>